

求められる介護福祉士像に関する意識調査

～学生・介護職員のアンケートから～

Research about Opinions on Required Image of Care Workers from the Survey Answered by Students and Care Workers

名古屋経営短期大学

健康福祉学科

森 扶由彦 藤原 秀子

Fuyuhiko Mori Hideko Fujiwara

目次

- | | |
|-------------------|-----------|
| I. はじめに | V. 結果 |
| II. 介護福祉士養成課程の見直し | VI. 考察と課題 |
| III. 改正案のポイント | |
| IV. 研究方法 | |

I. はじめに

1988年（昭和63年）に社会福祉士及び介護福祉士法が施行され介護福祉士介護福祉士養成の歴史が20年を経過し高齢者介護や障害者介護等、2000年（平成12年）の介護保険制度を初めとして特別養護老人ホームのあり方や地域社会における居宅介護の支援等、障害者自立支援法に関しても介護福祉士の求められている内容は大きく変化している。

また、介護福祉士にはこれらの制度への対応や高齢者・障害者やその家族からも多様な対応の方法が求められている。

さらに、2007年（平成19年）3月には、介護福祉士の定義規定と義務規定の見直しがされ、介護福祉士は専門的知識・技術をもって、「入浴、排せつ、食事その他の介護等」を行うから「心身の状況に応じた介護等」を行うこと、「自立支援」、「認知症等の心身の状況に応じた介護」、「資格取得後の自己研さん」等を行うとなった。それに伴い平成21年度から「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正も含めて大幅な教育カリキュラムの見直しがされた。その中で、介護福祉士としてどのような能力が求められているか、その能力を伸ばしていかなければならないか、介護福祉士としての姿等、資格取得後の「求められる介護福祉士像」12項目が示された。

II. 介護福祉士養成課程の見直し

2006年（平成18年）12月に厚生労働省社会保障審議会福祉部会において、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見が出された。

これは介護福祉士・社会福祉士制度の在り方について、1988年（昭和63年）の制度実施から今日に至るまで介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえたもので、その内容は、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関わる事項のうち、特にその養成の在り方を中心として、法律改正も視野に入れつつ、取りまとめを行ったものである。

その資料の冒頭にあったのが「介護福祉士制度の見直しにあたっての基本視点」であった。しかし、介護福祉の専門職員としての見直しは、これまで何度もされてきているが、これまで、ここまで踏み込んで大きく改訂されたのは初めてである。

今回の、2006年（平成18年）の時点における見直しのポイントは、介護保険の施設サービスで就労する介護職員の4割、在宅サービスで就労する介護職員の約2割が介護福祉士となっており、今日、介護福祉士は介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となってきた。一方、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、高齢者や障害者を取り巻く状況が変化している。特別養護老人ホームの施設のあり方や介護方法や考え方、住み慣れた地域で住み続けるための制度改正、障害者に対するケアの内容や多様な利用者との関わりなどこれまでの介護福祉士に求められている内容が変化している。介護福祉士には、このような高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような資質の確保及び向上が求められている。

2008年（平成20年）高齢社会白書によれば、高齢者人口のうち、65歳から74歳までの高齢者を指す前期高齢者の人口は、「団塊の世代」が高齢期に入った後に2016年の1,744万人でピークを迎える。その後は、2032年まで減少傾向となるが、その後は再び増加に転じ、2041年の1,699万人に至った後、減少に転じると推計されている。

一方、75歳以上の後期高齢者の人口は増加を続け、2017年には前期高齢者人口を上回り、その後も増加傾向が続くと予測されている。また、近年の社会問題にもなっている少子化問題も拍車をかけており高齢者数の中で後期高齢者の占める割合はいっそう大きなものになるとみられている。このように、後期高齢者が急激に増加すると予測されることから高齢者介護のニーズは増大することが見込まれていることや障害者サービスにおいても、障害者支援費制度の施行以来、利用者が急増してきている。

介護福祉士制度の見直しにあたっての介護福祉士への基本視点を大きくまとめると

- ①介護を支えるマンパワーとして中心的な存在である
- ②高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような資質の確保・向上が求められて

いる

③障害者支援費制度の施行以降、利用者が急増している
の3項目になる。

これらの厚生労働省社会保障審議会福祉部会での意見をもとに2007年（平成19年）、厚生労働省が、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について見直しの背景と改正案のポイントを示された。

その内容が意図するところは、介護福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められているというものである。近年、福祉における制度が複雑になってきていることや、後期高齢者の増加により身体に障害を抱えたり認知症の方が急激な増加をする中、適切な対応が求められている。また、利用者が安心してサービスを受けられる支援、安心して生活をするための権利を確保することである。つまり利用者の状況に応じた介護が提供できる介護福祉士が福祉サービスに従事することに加えて質の高さが求められている。

Ⅲ. 改正案のポイント

改正案のポイントは、介護福祉士の業務は身体介護に限らず介護の現場においては心理的・社会的側面の支援が重要であるため、「個人の尊厳の保持」、「自立支援」、「認知症等の心身の状況に応じた介護」、「他のサービス関係者との連携」、「資格取得後の自己研さん」等について、新たに規定された（表1参照）。

さらに、資質の向上を図るために介護福祉士になろうとする者は全員が国家試験を受験しなければならないというものである。2012年度（平成24年度）から介護福祉士養成施設を卒業した者まで国家試験を導入することや、他の受験の方法があることなどは様々な意見がある。

また、チームとして介護を提供する中で、医師やその他の医療関係者との連携を保たなければいけないこと、福祉サービス関係者との連携も重要とされた。つまり、利用者の重度化や看取りの対応が求められている。そのために介護福祉士という国家資格を取得するために一定の教育プロセスを経ることや実務経験を充実した上で水準を統一するために全てのものが国家試験を受験するという形になった。

表 1

改正案のポイント	
<ol style="list-style-type: none">1 介護福祉士の「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直す。2 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携について新たに規定するなど、義務規定を見直す。3 資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する。	厚生労働省社会・援護局資料より抜粋

これからの介護福祉士については、介護福祉士創設以来の変化とこれからの介護ニーズに対応し、介護サービスにおける中心的役割を担える人材として、「資格取得時の到達目標」から「求められる介護福祉士像」が出された。「資格取得時の到達目標」は、相手の立場に立つ、介護技術の習得、根拠のある介護実践、コミュニケーション、記録、職業倫理など介護福祉士として基本的なもの 11 項目である（表 2 参照）。

表 2

資格取得時の到達目標	
<ol style="list-style-type: none">1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する3. 介護実践の根拠を理解する4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける10. 的確な記録・記述の方法を身につける11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける	

国家資格を取得した介護福祉士は高齢者・障害者のニーズに対応できるために、さらに自己研さんをして知識と技術を磨き、高い倫理に基づいた介護を行い「求められる介護福祉士

像」に近づいていくものである。その介護福祉士像 12 項目自体、疑問を持つ項目となっている。しかし、これまで漠然としていた介護福祉士像が共通理解できるという意味では一歩踏み出していると思われる（表 3 参照）。

表 3

求められる介護福祉士像
<ol style="list-style-type: none"> 1. 尊厳を支えるケアの実践 2. 現場で必要とされる実践的能力 3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる 4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性のある能力 5. 心理的・社会的支援の重視 6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる 7. 他職種協働によるチームケア 8. 一人でも基本的な対応ができる 9. 「個別ケア」の実践 10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力 11. 関連領域の基本的な理解 12. 高い倫理性の保持

IV. 研究方法

- ① 研究期間：2008 年 5 月～8 月
- ② 研究対象：介護福祉士養成校（短期大学）3 校 167 名
特別養護老人ホーム（ユニットケア）介護職員 229 名
- ③ 調査方法：対面式によるアンケート
- ④ 分析方法：データーの分析は、「求められる介護福祉士像」12 項目の中で重点的に取り組みたい項目 1 位～5 位に順位をつけてもらった。学生、介護職員を比較しやすくするために 1 位に 5 点、2 位に 4 点、3 位に 3 点、4 位に 2 点、5 位に 1 点と点数化して平均値を求めた。
- ⑤ 倫理的配慮として：研究の趣旨とともに、本研究の協力は自由意志であり、個人名が特定されることはないこと、研究の目的以外には使用しないことを申し添えて調査を行った。

V. 結果

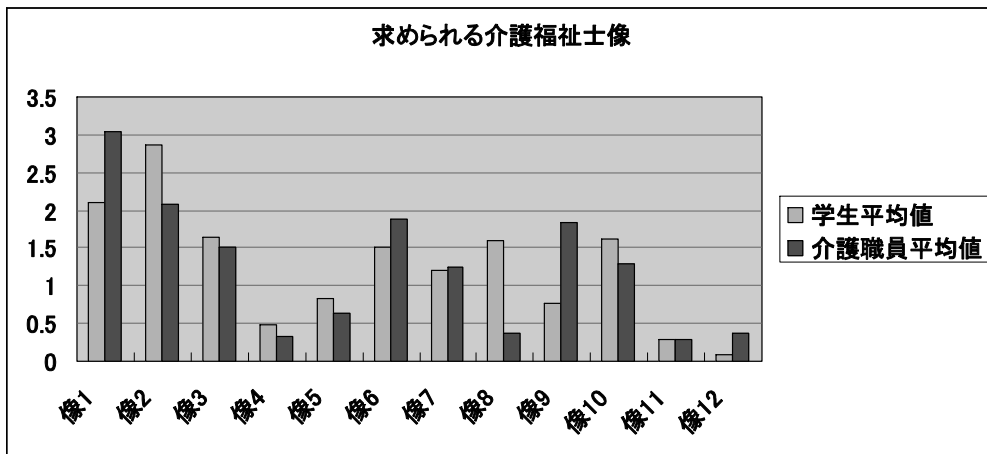
1. 「求められる介護福祉士像」の全体像

表 4-1 では厚生労働省が示した「求められる介護福祉士像」の 12 項目に対して平均値を比較したものである。学生・介護職員ともに一部を除いて同じようなグラフになっていることが分かる。

像 1「尊厳を支えるケアの実践」、像 2「現場で必要とされる実践的能力」等の実践能力が問われている部分では両者とも比較的高い数字が出て重点的に取り組みたい項目として上位に位置している。差が大きいのは像 8「一人でも基本的な対応ができる」、像 9「「個別ケア」の実践」であった。像 8 の基本的な対応に関しては学生が重視しており、施設の介護職員はそれほど重視していない。また、像 9 では経験上必要な個別ケアの実践を学生は重視していないが、介護職員は重視している。また、両者共に低かったのは像 11 の「関連領域の基本的な理解」、像 12 の「高い倫理性の保持」であった。

これら項目の内、学生が取り組みたい項目、介護職員が取り組みたい項目、差の大きい項目、取り組みたい項目として低いものを分析した。

表 4-1



2. 「学生が取り組みたい項目」の視点

表 4-2 の学生が取り組みたい項目として多く挙げているのは、高い順に像 2 の「現場で必要とされる実践的能力」、像 1 の「尊厳を支えるケアの実践」、像 3 の「自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる」、像 8 の「一人でも基本的な対応ができる」、像 6 の「予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる」という結果になった。

一番高い像 2 の自由記述の内容をカテゴリー別にみても、「実践的能力が必要」、「能力は多いほうがよい」、「快適な介護の提供」、「介護をする意味」、「正しい介護能力」、「コミ

コミュニケーションを含む」、「こころが大切」など実践的能力や介護に関する能力を必要と感じている学生が多くみられた。

このことから学生は介護福祉士養成校で介護技術（演習）を150時間以上学んでいるが、学んでいるのは基本であって、実践的能力とは異なるため、さらに学ぶ必要があると考えていると思われる。また、介護実習を体験するなかで、自分がどのような対応をしたらいいのか分からず行動に現われず立ち止まってしまうことや施設職員の方々が、多くの利用者と関わり介助する場面を観察していくことで、介護場面での実行能力の低さから今の自分のままではいけないと感じてこの項目が多く求められているのではないかと思われる。

次に高かった像1での自由記述の内容をカテゴリー別にみると「尊厳が大切」、「利用者自身を認める」、「意思の尊重」、「権利が大切」、「本当のケア」の内容が記載されており、利用者自身を認めることを含めた尊厳・尊重を重要視している。

これらに関しては、介護福祉士養成課程での講義において繰り返し話しているためこのように現れたと考えられる。

3位に上がった像10の自由記述をカテゴリー別でみると「コミュニケーション能力が基本」、「信頼関係づくり」、「家族との調整」、「記録の能力を身につけたい」、「よい介護につながる」、「記録が利用者を把握するのに大切」、「就職」、「助け合って生きている」などの記述があり、コミュニケーションが重要と考えていた学生と的確な記録・記述が重要と考えている学生がいることがわかった。

介護福祉士の仕事は、やはり人と接するところから始まると考えているということでコミュニケーションが初めに大切だと考えているのだと思われる。また、記録に関しては、苦手な学生が多く、介護実習中に体験しても、利用者に直接的に影響を及ぼす事が少ないと考えられるために重要視されにくいと考えられる。

人間関係を構築するためにはコミュニケーションが基本であり、記録は利用者を把握する上で基礎的資料であることを伝えていきたいと考えている。

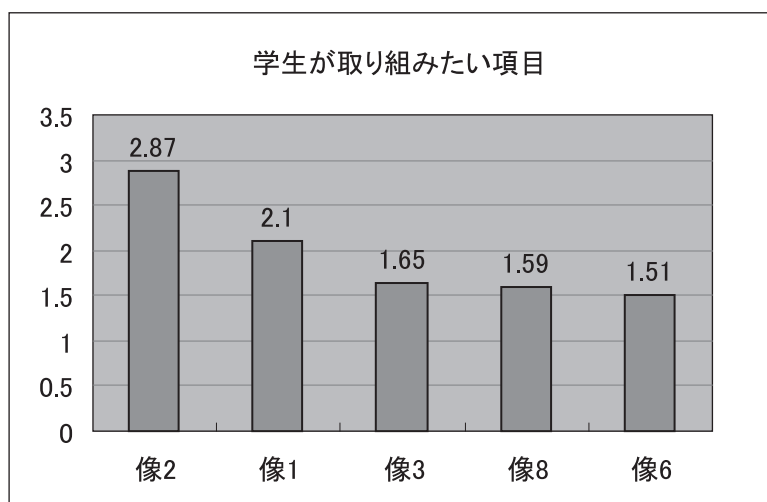
4位の像8の自由記述をカテゴリー別でみると、「基本」、「高齢化が進んでいるから」、「利用者が困らない」、「行動ができなくなる」、「力が発揮できない」、「能力、技術が付いてくる」などの記述がみられた。学生は、介護者として一人でできることは、当たり前と考えていると思われる。また、なぜ、一人でも基本的な対応をしないといけないのかということを考えて理解する必要があると思われる。

次に5位の像6予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できるでは、「状態は変化するから」、「変化がわかる」、「病気になってからでは遅い」、「一人、ひとりにあった対応」、「安心感が湧く」などが記載されていた。介護福祉士が関わる利用者が、高齢者や障害者ということで、いつ、どんな状況になるかわからないため介助をする場合は、常にリスク予測をし、利用者の変化に気づく必要があるということは理解できてい

と思われる。また、その理解することだけではなく、一人ひとりにあった対応をすることが重要で、その対応を適切に行うことができるようになると、利用者の安心感につながると学生は考えていると思われる。

これらの結果について、介護福祉教育の中でも「尊厳」「自立支援」という言葉は多く出てくるものであり、私たち教員も口にすることが多い言葉である。一番高い項目の像2と、4位に挙げた像8に関しては「介護技術演習」や「介護福祉実習」を体験して、実践能力と一人のできる介護は必要と強く感じるのほうなづける項目ある。

表 4-2



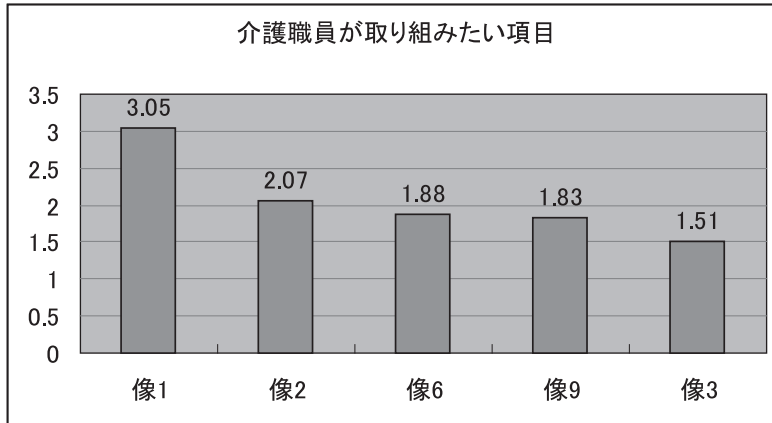
3. 「介護職員が取り組みたい項目」の視点

表 4-3 の介護職員が取り組みたい項目として、像 1 の「尊厳を支えるケアの実践」、像 2 の「現場で必要とされる実践的能力」、像 6 の「予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる」、像 9 の「個別ケア」の実践」、像 3 の「自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる」となっている。

学生・介護職員共に 1 位から 5 位までの像で、順番は違えども、像 1、像 2、像 3、像 6 が高いものとして一致している。実践能力、自立支援・介護ニーズへの対応、介護予防から看取りに至ることは、介護を支える上で基本である。利用者をケアしていく中で、より高い尊厳の保持や介護の要望から実践、特別養護老人ホームやグループホームなども看取りを積極的に行う施設や事業所が増えてきており実体験として重要と感じられると思われる。

しかし、それぞれに重点的に取り組みたいと挙げた項目で一致していないものの差が非常に大きくなっている。それが像 8 と像 9 である。

表 4-3



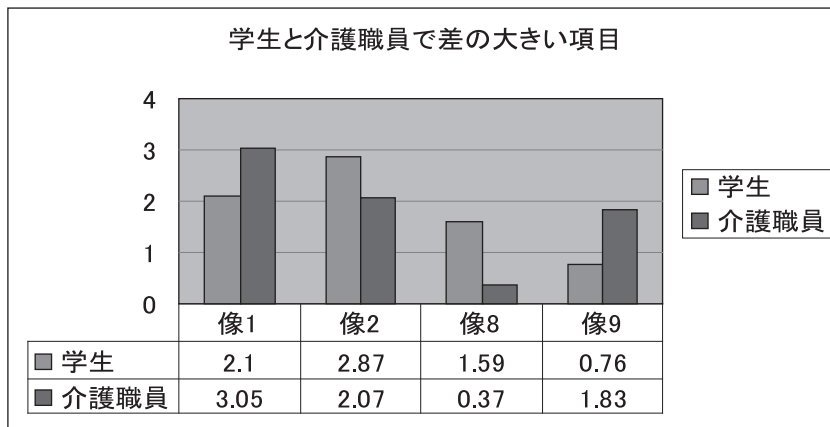
4. 「学生と介護職員」の視点の違い

表 4-4 は、学生と介護職員との差で大きいものを順に並べた。それが像 8、像 9、像 1、像 2 である。

像 8 の「一人でも基本的な対応ができる」では、学生は、一人で基本的に対応することが重要と考えているのは、介護技術演習や介護福祉実習を通して他の人の力を借りずに介護を提供することが介護職員として一人前と感じているのではないかと。そして、一人で介護を実践してみたいという希望が含まれていると思われる。しかし、介護職員の視点では一人で介護をすることは当然であり特に重要とする必要がないのではないと感じていると思われる。

像 9 の「個別ケアの実践」が高いのは、研究対象とした介護職員が全員、特別養護老人ホームのユニットケアの職員ということであり職場の特徴から当然の結果といえる。像 1、像 2 の取り組みたい項目自体差が大きい、どちらも 1 位と 2 位と上位にあるため重要と考えられている。

表 4-4



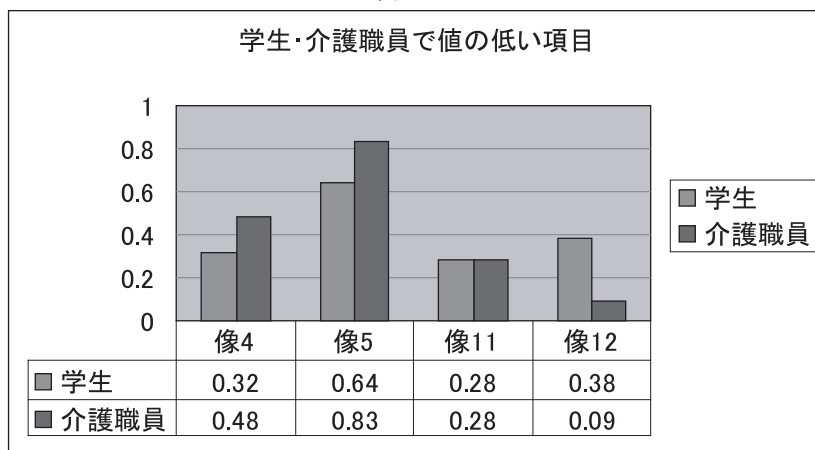
5. 「学生と介護職員の低値」における視点

表 4-5 では、両者ともに値の低いものは、像 4 の「施設・地域（在宅）を通じた汎用性のある能力」、像 5 の「心理的・社会的支援の重視」、像 11 の「関連領域の基本的な理解」、像 12 の「高い倫理性の保持」だった。

低くなった理由の一つとして、理解しにくい言葉であることも要因かと思われる。その他として、①これらの項目が重要なことは当たり前すぎて選ばなかった、②理解していて（わかっているから）選ばなかった、③わからなくて選ばなかった。

ここで注目しておきたいことは、像 12 で介護職員が「倫理」を選ばなかったのはなぜなのかということである。昨今、介護職員が利用者に対して虐待などの不祥事が新聞等で報道される。専門職であれば倫理を基本にしているのは当然である。しかし、専門職として当然過ぎて選ばなかったのであればまだしも、それが当然と思わなかったり、介護技術を習得し利用者によりよい介護技術を提供することが最良と思うような介護技術偏重になることは避けなければならない。

表 4-5



VI. 考察と課題

今回、学生と介護職員にアンケートを行なった結果「求められる介護福祉士像」12項目に関してまとめると

①学生・介護職員とも重要な点は大きくは変わらない

しかし、これまでの介護経験から学生と介護職員の視点は異なっている。

②学生は、介護技術中心の視点を持っている

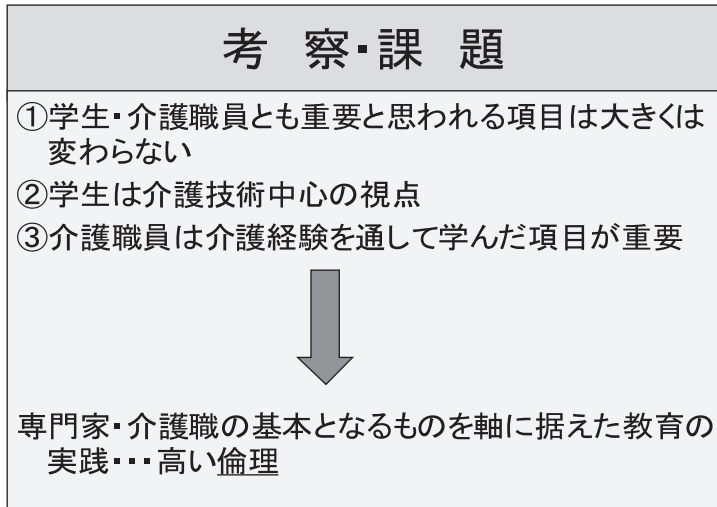
③介護職員は尊厳の保持と個別ケアが重要と考えている

この3つのことからわかったことは、学生と介護職員の重点的に取り組みたい項目に関しては変わらないが、学生の視点と介護職員の視点の違いがわかった。学生が介護技術を中心としているのに対し、介護職員は尊厳の保持と個別ケアを重視している。これは、特にアンケートを行った介護職員は、特別養護老人ホームのケアユニットの職員であり、「尊厳保持と個別ケア」はユニットケアの基本的な考え方の一つであり経験を通して理解できる項目の一つである。

いずれにしても、資格取得時の到達目標「人権擁護の視点・職業倫理を身につける」、求められる介護福祉士像「高い倫理性の保持」が介護福祉士の専門職としての中心である。今後、介護福祉士が専門職として認められるためには、介護技術や尊厳の保持も大切であるが、専門家としての「倫理」を持ち、「倫理」を基本にし、その上に介護に関する知識や技術を追加することが適切といえる。介護福祉士教育が「職業人としての倫理」を押さえ、その後、社会に出て介護職員となったときには基本となる「倫理」を育て上げるとともに、倫理という軸がぶれることなく介護福祉士として身に付けなければならない知識や技術、ものの考え方を学ぶことが求められる。

介護福祉士養成施設に求められることは、十分とは言えないまでも「求められるも介護福祉士像」を意識して12項目全般を常に意識して教育すること。介護職員となっても12項目すべてを意識して介護に当たることができるような教育が大切になる。

表-5



引用資料

- 1) 社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 教育方法の手引き 2008
- 2) 社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 介護福祉士法一部改正に伴う「介護福祉士養成課程の見直しについて」の説明会資料 2008
- 3) 社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会 社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方について 2008

参考資料

- 1) 中澤 秀一 介護福祉士養成教育におけるカリキュラム研究 介護福祉教育 No25 p60-p68 2008